

日行連発第1840号  
令和3年3月29日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
許認可業務部  
部長 村山 豪彦

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の終了後における  
工事及び業務の対応について（周知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた工事及び業務の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更（令和3年2月26日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年3月11日付・日行連発第1739号）等にてお知らせしたところですが、今般、国土交通省より、令和3年3月18日に、令和3年3月21日をもって緊急事態措置を終了することとなったことを踏まえ、緊急事態措置の終了を踏まえた対応について、地方公共団体及び建設業団体等あてに送付したとの連絡がありましたので、お知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

【別添】

・新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の終了後における工事及び業務の対応について（令和3年3月22日・国土交通省）